

役員報酬及び講師等謝金規程

(目的)

第1条 本規程は、一般社団法人JBCRG（以下「本法人」という。）の定款第30条の規定に基づき、役員報酬等に関し必要な事項を定めるとともに、本法人が依頼する講師等の謝金に関して定めることを目的とする。

(定義等)

第2条 本規程において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 役員とは、本法人の理事及び監事をいう。

(2) 報酬等とは、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第13号で定める報酬、賞その他の職務遂行の対価として役員が受ける財産上の利益及び退職手当であって、その名称のいかんを問わない。なお、報酬等は本法人の役員としての職務遂行の対価に限られ、本法人の従業員として受け取る財産上の利益を含まない。

(3) 講師等とは、本法人の事業に関連した講演会、研修会等における業務を特別に依頼された者、または本法人の事業に関連して専門的な調査ならびに助言等の業務を委嘱された者等をいう。

(4) 謝金とは、本法人の事業に関連して依頼された専門業務遂行の対価として対象者が受ける財産上の利益をいう。

(支払対象者)

第3条 本法人は、役員職務執行の対価として、定款第30条に定めるとおり、監事に対してのみ報酬を支給するものとし、理事に対しては報酬を支給しないものとする。

2 謝金の支払い対象者は、本法人の役員、従業員以外の者とし、下記の専門業務を行う者をいう。特別委員会、常設委員会における謝金対象者の決定については、別途「委員会規程」で定める。

(1) 本法人の開催する講演会、研修会等における講演業務

(2) 前号に定める講演の司会業務

(3) 本法人の事業に対し第三者的な立場、または統計解析業務やIDMC等、専門的な立場としての審議、調査、助言、会議参加、作業等の専門業務

(金額及び基準の決定)

第4条 本法人の監事の報酬の金額は総会で決定し、別表1「役員報酬額」に明確にする。

2 役員退職にあたっては、退職手当は支給しないものとし、基準の範囲内で記念品を贈呈するものとする。記念品の贈呈は役員として本法人の発展への貢献、または事業における功績を理事会に認められ、かつ辞任、定年により退任した者を対象とする。退職記念品基準は総会で決定し、別表2「役員退職記念品基準」に明確にする。

3 役員慶弔見舞いにあたっては、慶弔見舞金の支給または記念品の贈呈は行わないものとする。

4 講師等の謝金の種類および金額は、理事会で決定し、別表3「講師等謝金基準」に明確にする。

5 その他、役員、講師等としての業務遂行にかかる交通費、宿泊費、経費等の支払いならびに法人より提供される飲食代等については、別途定める「会員規程」に準じるものとする。

(支給日)

第5条 監事の報酬は、毎事業年度、総会における事業報告及び決算承認の翌月末までに支払うものとする。

2 講師等の謝金は、第3条2項に定める専門的業務の実施後の翌月末までに支払うものとする。

(支給方法)

第6条 報酬等は、法令の定めるところにより控除すべき金額等を控除した上で、本人の指定する本人名義の金融機関口座に振り込む。

(改 廃)

第7条 この規程の改廃は、総会の決議を経て行うものとする。

(附 則)

第8条 本規程は、平成29年5月26日より施行する。

作成 平成29年5月26日

別表1 役員報酬額

監事の報酬額	30,000 円
--------	----------

別表2 役員退職記念品基準

役員退職記念品基準	15,000 円（上限）
-----------	--------------

別表3 講師等の報酬基準

種類	種別	単価	内容
講演	A	50,000 円／回	4 時間以上または単独講演会の謝礼
	B	30,000 円／回	2 時間以上 4 時間未満の講演の謝礼
	C	10,000 円／回	1 時間以上 2 時間未満の講演の謝礼
	D	5,000 円／回	1 時間未満の講演の謝礼
司会（座長）	A	30,000 円／回	4 時間以上または単独講演会の謝礼
	B	10,000 円／回	2 時間以上 4 時間未満の講演の謝礼
	C	5,000 円／回	2 時間未満の講演の謝礼
専門的業務	A	20,000 円／回	専門的業務による会議出席・審議・業務等の統括（議長等）の謝礼
	B	10,000 円／回	専門的業務による会議出席・審議・業務等の謝礼

※別表1～3記載の金額は税別とする。